

業務説明資料

1 総則

(1) 適用範囲

本業務説明資料は「2024年度 コンペティション規則策定補助等業務委託」（以下、「本業務」という）に適用する。

(2) 準則

本業務の実施にあたっては、本業務説明資料のほか、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下、「協会」という）の委託契約約款及び契約規程を遵守することとする。

(3) 件名

2024年度 コンペティション規則策定補助等業務委託

(4) 履行期限

契約の日から2025年3月31日（月）

(5) 履行場所

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会事務所 他

2 業務の概要

(1) 業務の背景と目的

国際園芸博覧会は、国際的な園芸文化の普及、花と緑のあふれる暮らしの構築、地域・経済の創造、社会的な課題解決等への貢献を目的に開催されるものである。神奈川県横浜市における国際園芸博覧会（以下、「本博覧会」という。）は、2027年3月に開催することを2019年9月に国際園芸家協会（AIPH）から開催の承認を受けた。また、2022年11月に博覧会国際事務局（BIE）から国際条約に基づく国際博覧会として認定された。

2027年3月の開催に向けて、2024年度は、外国政府・国際機関（以下、「公式参加者」という。）、自治体、企業、国内団体等（以下、「一般参加者」という。）の本博覧会への参加を促すための取組を本格化していく予定である。そのため、国内外に対して魅力ある博覧会とすべく、国際園芸家協会（AIPH）へ提出するコンペティション規則の策定及び独自コンペティションの具体化を目的とし、AIPH コンペティション実施検討委員会（以下「委員会」という。）の運営補助及び委員会意見を踏まえたコンペティション規則案の作成、独自コンペティションの企画補助・実施補助等を実施する。

(2) 留意事項

ア 本業務の実施にあたっては、「GREEN×EXPO ラボ（創生組織）」の農&園藝チーフコーディネーター等構成員の意見を聞きながら進めること。なお、構成員への謝金は本業務から除くものとする。

イ 上記とは別に、必要に応じて協会と相談の上、花き園芸・造園業界団体及び有識者から意見を聞きながら進めること。なおヒアリングの実施にかかる費用及び手続き一式は、本業務に含むものとする。

ウ 国をはじめとした関係機関、協会が指定した助言者、有識者、協会内各課等との綿密な連携が必要となるため、効率的に連携を進められるよう、適時適切に情報共

- 有や議論を行うことができる体制を構築すること。
- エ 2024年度に実施される協会の他委託業務（出展事務局運営補助、展示、会場設計、輸送アクセス、発注者支援、植物監理、公式参加者招請活動支援、会場運営、企画業務、持続可能性等）の受託者と連携して取り組み、検討すること。
- オ 上記、ア～エの連携にあたっては各種会議等が実施されるため、これらに対し必要に応じて参加、資料作成、調整等を行い、適切に作業を進めること。
- カ 受託者は、本業務実施前及び実施中に委託者と綿密な調整を随時行い、検討の方向性に齟齬が無いことを事前に確認すること。
- キ 我が国における花き園芸・造園・農業等の振興を目指すとともに、A1クラスの国際園芸博覧会であることを念頭に取り組むこと。
- ク 花・緑の関係団体で構成され、協会が外部組織と実施する会議（「GREEN×EXPO 2027 花と緑の共創推進会議」（以下、「共創推進会議」という。）及びその分科会等での有識者、関係団体等の意見を踏まえて本業務に取り組むこと。
- ケ 本業務遂行に必要な各種委託業務の成果品は、本委託契約締結後に貸与する。

3 業務内容

(1) コンペティション規則策定補助等業務

ア AIPH コンペティション実施検討委員会運営補助

(ア) 委員会の運営補助

2023年度に設立した学識経験者、業界団体実務者等10数名程度で構成される委員会の運営の補助を行う。会議は対面、ウェブ会議、又は対面の会議に一部ウェブ参加の実施のいずれかで、2回の開催を想定している。これらの会議の具体的な運営補助については、以下の通りとする。

- ・開催に関わるすべての諸費、委員への謝金の支払い※1（会場費※2、付帯設備使用料は除く）
- ・資料作成（会議資料※3、次第、進行表、座席表、想定QAなどを含む）
- ・議事録作成
- ・当日の会議設営・進行・会場準備・撤収作業等の補助

※1 委員等への報酬等の支払いに当たっては、協会の謝金等支払基準に準じることとするが、例えば、弁護士等の専門職や民間企業の役員級等の委員報酬（旅費等除く）は、「14,000円/日額（税込）」となる。

※2 会場については、協会会議室の使用を想定しているが、外部会議室を使用することもある。

※3 会議資料については、「2023年度出展実施計画策定・コンペティション実施計画具体化補助業務委託」で作成した検討内容報告書を元に内容を更新・深化し、プレゼンテーション資料を作成する。

【会議スケジュールと議題（想定）】

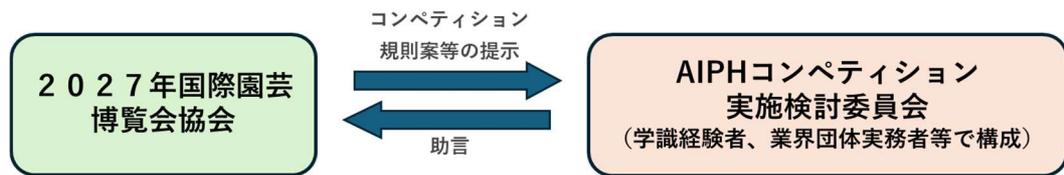
1回目：2024年11月頃（会議時間：2時間程度）

2回目：2025年2月頃（会議時間：2時間程度）

議 題：コンペティションカテゴリー、コンペティションスケジュール、審査方法、審査員候補選出、申請登録内容、褒章、表彰式及び結果告知方

法、コンペティション運営方法等にかかる事項について審議を行う。

【協会と AIPH コンペティション実施検討委員会の相関図（イメージ）】



イ コンペティション規則案とりまとめ業務

アの委員会における検討を踏まえ、AIPH に提出するコンペティション規則案としてとりまとめを行う。AIPH 規則・ガイドライン等に基づき、コンペティション規則案が上記規則等に準じているかを確認・検討する。（英訳作業は含まない）

【コンペティション規則案項目（想定）】

- コンペティションカテゴリー
- コンペティションスケジュール
- 審査方法
- 審査員候補選出
- 申請登録内容
- 褒賞
- 表彰式
- コンペティション運営方法等

ウ 独自コンペティション企画補助・実施補助業務

独自コンペティションは、外部団体が主催する既存コンペティションとの連携及び協会が主催する独自コンペティションの2種類を検討している。

外部団体が主催する既存コンペティションとの連携については、2023年度には、本博覧会開催前または開催中に外部団体と連携して実施可能なコンペティションについて整理を行っており、2024年度は、複数（3程度）のコンペティションの企画検討及び外部団体との調整補助を行う。

協会が主催する独自コンペティションについては、AIPHによるコンペティションとは別に、サステナビリティ、GX、ネイチャーポジティブ、カーボンニュートラル等をテーマとした GREEN×EXPO 2027 独自のコンペティションとして協会内で企画検討を行っており、これに対する検討補助を行う。また機運醸成を目的とした本博覧会開催前または開催中のコンペティションについて複数（3程度）のカテゴリーで企画検討の補助を行う。

(2) その他

ア 打合せ

業務を進めるにあたり、委託者と受託者で月4回程度打合せ等を行う。その際、委託者と協議の上、ウェブ会議も可能とする。都度、議事録を受託者が作成し、次回打ち合わせまでに提出すること。

イ 報告書とりまとめ

本業務について、報告書にとりまとめる。資料は図表等を用いてわかりやすく作成すること。また、2025 年度に向けた課題や引継ぎ事項、公式記録に残す内容の精査についても記載すること。なお、図面等で A 4 判では判別しづらい場合は、A 3 判の差し込みや別冊も可とする。

4 成果品

- (1) 報告書（A 4 判・ドッジファイル製本） 3 部
- (2) 本委託業務により作成した資料の電子データ（DVD 等格納） 2 式
- (3) その他、業務履行過程の資料で委託者が必要と認めるもの

5 その他

- (1) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に関わらず、委託者と協議の上、業務実施計画を策定し、業務を実施する組織体制と併せて提出すること。
- (2) 当委託業務における計算の根拠、法令、資料の出典等はすべて明確にすること。
- (3) 受託者は、本業務の実施にあたり、協会及び横浜市等が発注する他の業務等と関連する内容について、他の業務の受託者等と連携して行うこととする。
- (4) 受託者が本業務を実施するにあたり生じた諸事故や第三者に与えた損害等については、受託者が一切の責任を負うとともに、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うものとする。
- (5) 受託者が協会の所有する書籍や報告書類等を借り受け、これを紛失又は破損した場合、受託者の責任においてこれを修繕、若しくは補償することとする。
- (6) 設計図書に定められていない事項や業務内容に疑義を生じた場合、並びに、業務上重要な事項の選定については、あらかじめ委託者と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けること。
- (7) 受託者が、本業務に関して個人情報を取り扱う事務を行う場合には「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては「個人情報取扱特記事項」第 12 条に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出すること。
- (8) 受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (9) 受託者は、「持続可能性に関する特記事項」に基づき、「持続可能性に配慮した調達コード」を遵守すること。
https://expo2027yokohama.or.jp/news/news_20240118/
- (10) 作業過程のデータ等を含め、成果品についての著作権などの全ての権利は、協会に帰属するものとし、協会と協会が指定する第三者に著作者人格権を行使しないこと。
- (11) 本業務を通じて知り得た情報について、受託者は守秘義務を負うこととし、委託者の許可なく使用することのないように、適切に管理すること。また、これらに関して委託者の了承なしにこれを公開しないこと。
- (12) 委託業務の遂行に必要となる与件・諸元の設定の支援について、受託業務の遂行上、発注者の意思決定が必要となるサービス水準などの与件・諸元の設定支援を行う。

また、設定が必要な与件・諸元は、数字の根拠、目的、算定内訳等を示し、発注者等が、採否の判断ができるように、メリット・デメリット、収入・コスト等を整理し、検討した資料を作成する。また、過去の博覧会や、類似イベントや施設から、与件・諸元と関係するデータ等を収集し、比較表を作成する。

6 参考

(1) 関係規則等

ア AIPH 規則 (AIPH Regulations for Category A1 World Horticultural Exhibitions)

イ コンペティション ガイドライン (Annex VII - Competition Guidelines)

ウ コンペティション規則 テンプレート (TEMPLATE FOR THE : COMPETITION REGULATIONS FOR INTERNATIONAL COMPETITIONS OF THE INTERNATIONAL HORTICULTURAL EXHIBITIONS)

エ 過去に開催した並びに近年開催予定の国際園芸博覧会、国際博覧会関係規則

・General Regulations of the International Horticultural Expo 「Expo 2022 Floriade Almere, The Netherlands」、Special Regulations

・その他 大阪・関西万博の一般規則・特別規則、国際園芸博覧会・関係規則等
なお、規則関係の更新に注意すること。

オ 2027年国際園芸博覧会の一般規則・特別規則 (1・2号まで承認済)

(2) 関連するウェブサイト

○公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

<https://expo2027yokohama.or.jp/>

○横浜市都市整備局「国際園芸博覧会の開催」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/engeihaku/top.html>

○横浜市都市整備局「旧上瀬谷通信施設」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/jokyo/kukakuseiri/kamiseya/>

○横浜市環境創造局「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/koen/tsukuru/seibikeikaku/kamiseya.html>

○農林水産省「2027年横浜国際園芸博覧会」

https://www.maff.go.jp/j/seisan/kaki/flower/f_yokohama/yokohamahaku.html

○国土交通省「国際園芸博覧会」

https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000089.html

○AIPH (国際園芸家協会)

<http://aiph.org/>

○BIE (博覧会国際事務局)

<https://www.bie-paris.org/site/en/>